

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（平成22年3月31日公布、平成22年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 課税免除の対象となる特別償却設備の設置期限の延長 平成 22 年 3 月 31 日 <u>平成 23 年 3 月 31 日</u></p> <p>2 課税免除の対象業種の改正 ソフトウェア業 <u>情報通信技術利用事業</u></p>	
施行日	公布の日（適用 平成 22 年 4 月 1 日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 対象税目 事業税、不動産取得税</p> <p>2 対象地域 17 市町（松山市（旧中島町）、宇和島市、八幡浜市他）</p> <p>3 対象となる特別償却設備 ・業 種 製造業、旅館業、情報通信技術利用事業、個人で行う畜産業又は水産業 ・取得価額 2,700 万円超</p> <p>4 減収補填措置 減収額の 75% は地方交付税で補てん</p>	